

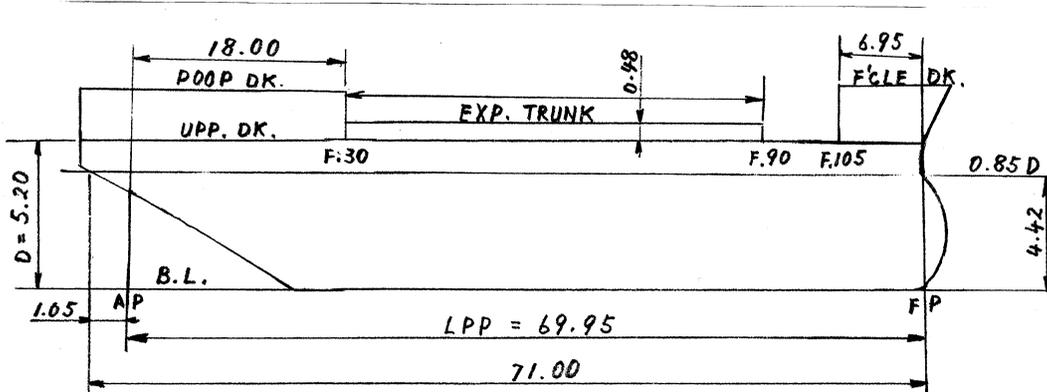
船舶番号	船種 タンカー	船名
------	------------	----

乾舷計算第2号の2書式 満載喫水線規則第3章適用

管海官庁	年 月 日			指定種別	新規・変更 追加・再指定
所有者	岩崎汽船株式会社	用途	コールドール運搬船	建造に着手した日	年 月 日
船籍港		造船地及び 造船所	島根県 (有)福島造船鉄工所	総トン数	749トン
第79条適用の有無 (特定の水域)	有 無			乾舷甲板の名称	上甲板

最小型深さ(Dmin)	$D_{min} = \frac{m}{5.200} \cdot 0.85D_{min} = \frac{m}{4.420}$		備考：数字の桁数の取り扱いは、次のとおりとする。 1. 船の長さ、船の幅、船楼の長さ及び高さ、舷弧の高さ等船体の大きさを表す数字についてはメートルに対し小数点下2位までとする。ただし、型深さについてはミリメートルの位までとする。 2. 甲板被覆及びデッキストリンガーの厚さについてはミリメートルの桁まで 3. $C_b \frac{0.68+C_b}{1.36} \cdot \frac{L}{15} \cdot \frac{S'}{2L}$ 等比又は分数については小数点下3位まで 4. 加減算により乾舷の値に直接関係する数字についてはセンチメートルに対し小数点以下1位(ミリメートルの位)まで 5. 一桁下位の桁において四捨五入して数字を丸める。							
船の長さ(L) (第4条)	最小型深さの85%の位置における計画満載喫水線に平行な喫水線において (1) 喫水線の全長(Lw) = $\frac{m}{71.00}$ $0.96Lw = \frac{m}{68.716}$ (2) 船首材前面から頭材の中心までの長さ(Lr) = $\frac{m}{69.95}$ $0.96Lw$ と Lr のうち大きい方の値を L とする。 $L = \frac{m}{69.95}$									
船の幅(B) (第7条)	$B = \frac{m}{11.50}$									
船の中央における型深さ(Do) (第65条の7)	$D_o = \frac{m}{5.20}$									
船楼・トランク (第65条の8)		長さ	① 閉開された部分の長さ	セット・イン船楼の場合 船楼の平均の長さの中央における ②船楼の幅 ③船の幅 ④幅の比			⑤ 係数 1.0又は0.7	①×⑤(×④) = ls 有効な長さ	hs 船楼の高さ	$ls \times hs$
	船首楼	6.95 ^m	6.95 ^m	2.72 ^m	2.72 ^m	1.00	1.0	6.95 ^m	1.68 ^m	11.68
	船橋楼									
	船尾楼	18.00	18.00	5.65	5.65	1.00	1.0	18.00	1.65	29.70
	低船尾楼									
	合計	$S = 24.95$	$S' =$							41.38
		① 長さ	幅(bt)	② $1.65bt/B - 0.65$				①×②= ls 有効な長さ	hs トランクの高さ	$ls \times hs$
	トランク	36.00 ^m	6.00 ^m	0.211				7.59 ^m	0.48 ^m	3.64
$\Sigma ls \times hs = 45.02$										
備考：(1) 係数は、第一級閉鎖装置に対し、1.0、第二級閉鎖装置に対し0.7とする。 (2) 長さ100m未満の船舶の船楼又はトランクで貨物を積載する場所については、 ls は平均の長さにより $0.5 + L/200$ を乗じた値とする。 $0.5 + \frac{L}{200} =$ (3) hs は、船楼にあっては、 $1.0 + 0.01L$ (メートル) をとるときは、 $1.0 + 0.01L$ (メートル) とし、トランクにあっては、トランクの側壁の平均高さ又は $1.0 + 0.01L$ (メートル) のうちいずれか小なる値とすること。 $hs = 1.0 + 0.01L =$										

略図

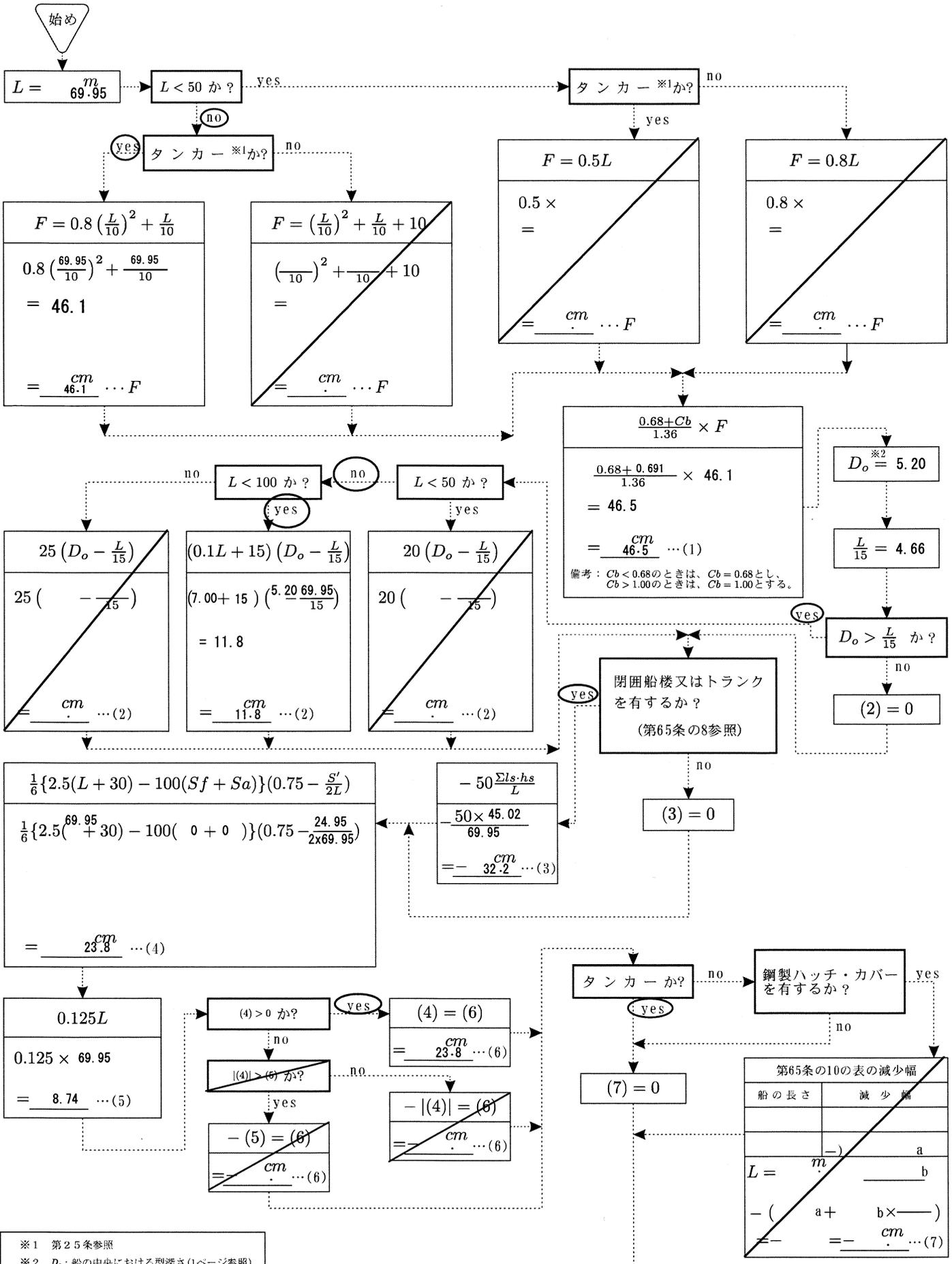


乾舷用深さ(D) (第8条)	Dm^*	5200 mm	* Dm は、船の中央における型深さとする。ただし、 B の4%をこえる半径の丸型ガネルを有する場合又は通常と異なる形状の上部舷側を有する場合は、第8条第2項を参照すること。 ** T : 甲板口の部分を除いた乾舷甲板の暴露部の被覆の平均の厚さ S : 船楼の長さの和 L : 船の長さ	$t_1 \times l_1$	mm	m	$T = \frac{\sum tn \times ln}{\sum ln}$ $T = \text{---}$ $= \text{---} mm$ $\frac{T \cdot (L-S)}{L} = \text{---}$ $=$
	デッキ・ストリンガーの厚さ	10 mm		$t_2 \times l_2$	\times	$=$	
	$\frac{T \cdot (L-S)}{L}$ **	0 mm		$t_3 \times l_3$	\times	$=$	
	(合計)	mm					
乾舷用深さ $D = 5210$				$\frac{\sum ln}{=}$	$\frac{\sum tn \times ln}{=}$		
				t_{1-3} : 甲板の被覆の厚さ			
				l_{1-3} : t_{1-3} に対応する甲板部の長さ			

方形係数(Cb) (第10条)	$Cb = \frac{V}{L \times B \times d_1}$ $= \frac{2456.30}{69.95 \times 11.50 \times 4.42}$ $= 0.691$	V : 最小の型深さの85%における型排水容積(ボシングの排水容積を除く。) L : 船の長さ B : 船の幅 d_1 : 最小型深さの85% = $0.85 D_{min}$
舷弧 (第20条)	船首垂線における舷弧の高さ(S_f) = m 0.000 船尾垂線における舷弧の高さ(S_a) = m 0.000	

略図

最小海水乾舷		海水乾舷	甲板線の上縁の位置	他の省令によって最小乾舷より大きい乾舷が指定される場合
基本乾舷	(11)	最小乾舷	(1) 乾舷用深さの上端の	省令名 _____ 記事 _____
深さによる修正		他の省令によって要求される乾舷	{ 上方 (+) 0 mm 下方 (-) _____ mm	
船楼等による修正		船主の希望する乾舷	(2) _____ 甲板の	
舷弧による修正		乾舷用深さの上端から	_____ 上面の	
鋼製ハッチ・カバーによる修正		甲板線の上縁から	延長と外板との交点から	
リセス修正		淡水許容の幅 (mm)	_____ 方へ _____ mm	
合計	49.9 mm			
第79条の規定が適用される場合				
_____ $\times 0.85 =$ _____				
W : 海水満載喫水線における海水排水量 (トン) (型排水量でもよい。) T_{pc} : 海水満載喫水線における海水の毎センチ排水トン数		$\frac{10W}{40T_{pc}} = \frac{10 \times 2721.11}{40 \times 70.1}$ $= 97$		



※1 第25条参照
 ※2 D_o : 船の中央における型深さ(1ページ参照)

○ 前のページから

乾舷甲板に両船側に達しないリセスを有しているか。(第65条の11)

no

リセスによる浮力の減少	
リセスの長さ	= $\ell(m)$
リセスの幅	= $b(m)$
リセスの深さ	= $dr(mm)$
最小の型深さの85%の位置における水線面積	= $Aw(m^2)$
$\frac{\ell \times b \times dr}{Aw}$	=
$\frac{m}{m} \times \frac{m}{m} \times \frac{mm}{mm}$	=
$\frac{m}{m^2}$	=
	cm ... (8)

(1) + (2) + (3) + (6) + (7) + (8) = (9)	
(1) +)	
(2) +)	
(3) +)	
(6) +)	
(7) +)	
(8) +)	
(9) 合計	cm

(1) + (2) + (3) + (6) + (7) = (9)	
(1) +)	46.5
(2) +)	11.8
(3) +)	-32.2
(6) +)	23.8
(7) +)	0.0
(9) 合計	49.9 cm

キール上面からリセス底面までを型深さとして算出した乾舷※3 = (10)
 ※(10)の値は、乾舷甲板から計測したもの。

(9) > (10)か?

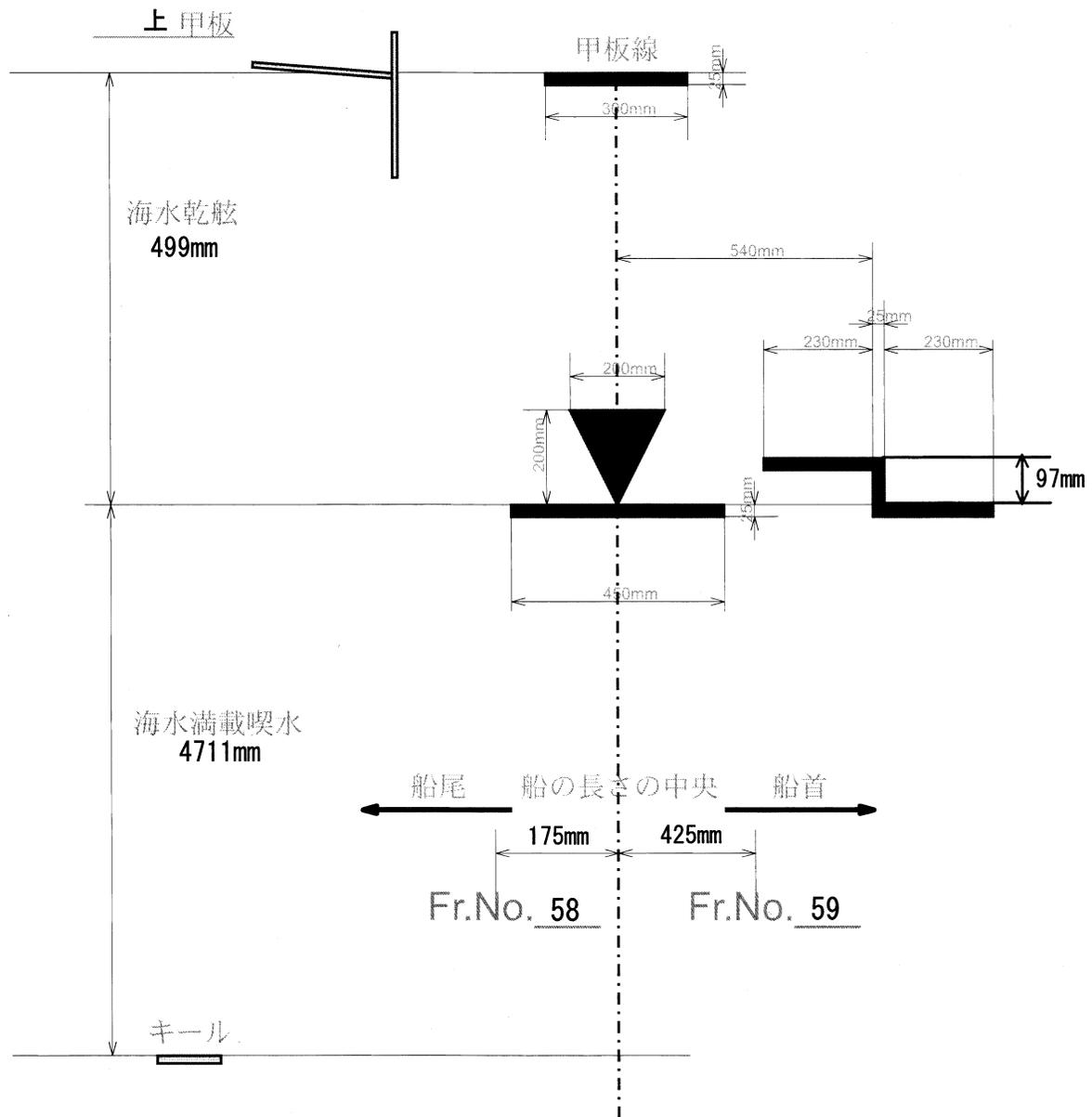
no

(10) = (11)

(9) = (11)

△ 終り

※3 キール上面からリセス底面までを型深さとして、規則第69条により第65条の6を読み替えたあとの基本乾舷を第65条の7から第65条の10までの規定により修正した乾舷(cm)



※「甲板線」の上縁と乾舷用深さの上端が一致しない場合は、その旨図示すること。